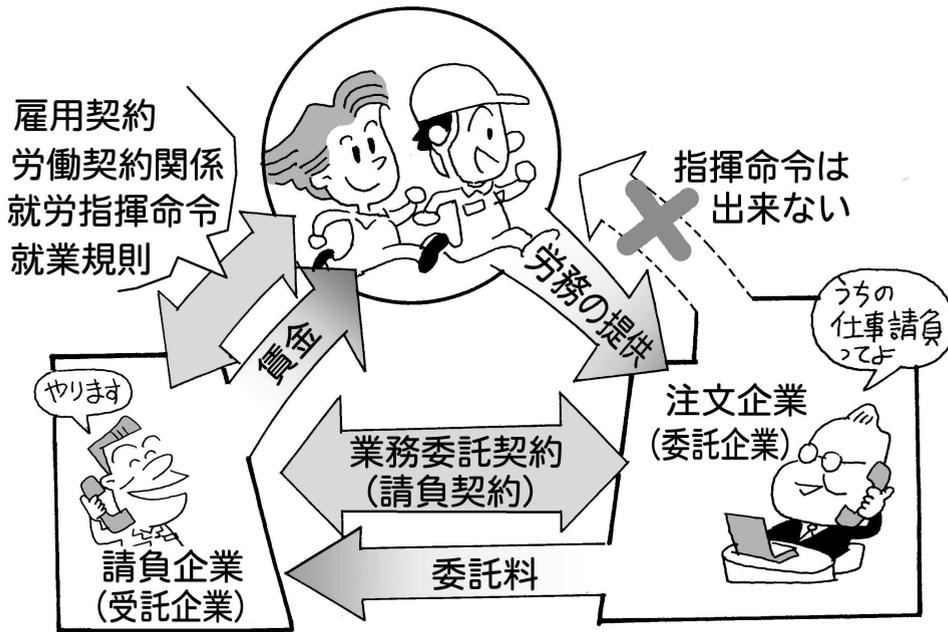


請・負・労・働・のしくみ



実態は派遣
なのに請負?

偽装請負は犯罪です



請負? それとも派遣? あなたはどっち

- 自分の仕事についての具体的な指示は、使用者(就業先)から受けている。
Yes / No
- 労働時間や休日などは、使用者が決定している。
Yes / No
- 使用者が直接あなたを面接して採用を決定している。
Yes / No
- 仕事上の原材料、部品を使用者から無料で提供されている。
Yes / No
- 労働安全衛生に関する責任は、使用者になっている。
Yes / No

ひとつでも Yes の項目があれば、あなたは請負でなく派遣労働者です。

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準
(1986年4月17日労働省告示第37号)より作成

受入れ企業にも罰則

「請負」だと「個人事業主」とされ、労働者を守る法律や社会保険などの適用をしなくてよい。そのため、使用者にとつては安上がり、経費削減ができるのです。また、実態は会社の雇用管理下であり、雇用労働者です。

実態が「派遣労働者」や「雇用労働者」ならば、有給休暇や社会保険があるのは当然のこと。派遣ならば一定の派遣期間が満了すれば、派遣受入企業は、その労働者に直接雇用の申し入れをしなければなりません。違法を許さず、たかかって雇用の安定を勝ち取りましょう。

あなたは「請負だから有給休暇も社会保険もありません」と言われていませんか。左のチェックリストで一つでも Yes の項目があればあなたは「請負」でなく「派遣」労働者です。

働者なのに「請負」と言われている場合もあります。「偽装雇用」といいます。



〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620

<http://www.zenroren.gr.jp>

労働相談



0120-378-060

秘密厳守
相談無料